

議 長 日程第3「議案第21号松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

町長 議案第21号松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。平成29年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは条例の説明をさせていただきます。1枚おめくりください。本条例は14条立ての形となっております。第1条としまして、この条例の趣旨を記載…定めております。設置及び管理等に関し必要な事項を定めることが趣旨でございます。

第2条、名称及び位置をここで規定してございます。名称は松田町介護予防・生活支援拠点施設、位置は松田町松田惣領1964番2でございます。これは従前谷戸地域集会施設が建設されていた位置でございます。

第3条として施設の目的を定めてございます。これは厚生労働省の交付金を活用して建設していることから、ここに施設の目的として2号定めているものでございます。

続きまして、第4条では施設の利用に当たっての町長の承認が必要であることを定めてございます。第2項では、目的以外に利用した場合の禁止を…禁止する規定を2項で定めてございます。

第5条では利用の制限として、町長が承認を与えない場合ということで、3号ですね、3号を規定してございます。

第6条では、承認を与えた後に違反がわかった場合に承認を取り消す場合を定めてございます。本文ただし書きには取り消しによる損害に対する責任は負いませんということで規定してございます。

第7条では、この施設の利用時間を9時から5時と定めさせていただいております。

第8条では、利用者の責務として、良好な状態での利用、利用した後の後片づけ等、利用者の責務を規定してございます。

第9条では、利用者が施設等を損傷してしまった場合などの損害に関する規定を定めてございます。

第10条では、指定管理者に管理の代行をさせることができるとしておりまして、指定管理者の業務を定めてございます。

第11条では指定管理者の責務、第12条では地方自治法に基づく利用料金の徴収、収入として収受させることができることとしております。

13条では町長が指定管理に委託をした場合に条文の読みかえ規定を定めてございます。

14条では、条例に定めるもののほか、施設の管理運営に関することは規則に委任するというように定めてございます。

最後に附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。お諮りします。この議案第21号は議会運営委員会委員長報告のとおり、産業厚生常任委員会へ付託しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。(発言を求める声あり) ちょっと待ってください。よって、議案第21号は産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定しましたので、本日は質疑のみ行い、討論、採決は行いません。

これより質疑に入ります。最初は総務文教常任委員会委員の方の質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

1 2 番 大 館 1点だけお尋ねしますけれども、事業の中でね、介護予防と生活支援事業をされるわけですが、具体的には誰がどのような事業をされるのかね。附則の中で機能訓練室とありますよね。機能訓練なんていうのは資格を持った人じゃないとできないと思うんですけども、それらの対応についてはどのような計画なのか、その辺の説明をよろしくお願いします。

福 祉 課 長 現在です、現在文化センターの展示ホール等で展開してございます介護予防

・生活支援サービス事業の中の通所型サービスというのがございます。その中で呼吸法の訓練というのがございまして、まず、今確定しているのは、それをこの場所で実施したいということでございます。そのほか、一般介護予防事業で各種運動教室を開いております。スペースの問題もございますが、ここで開催できるものをチョイスしながら、そこで事業展開をしていきたいと思っております。

12番 大 館 できれば先にその事業の中で、説明の中でね、それ言ってもらえば余計な質問しないで済むんだよ。ただ事業をやります、事業をやりますという、確かにそうなんだけど、そのための条例ですからわからなくはないんですけど、じゃあこの事業については今言ったようなことを言ってもらって、説明の中でね、そのための説明だと思っんで、ぜひこれからそうしてください。

議 長 要望でよろしいですか。

12番 大 館 ああ、いいですよ。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1番 平 野 今、大館議員の質問の中のお答えで、呼吸法訓練や各種運動教室をこちらでできればやっていきたいというお答えだったんですが、これまで展示ホールでやられていた分には、例えば車で来る方は意外と駐車は大丈夫だったんですが、こちらで移るとなるとなかなか難しいところも出てくるのではないかと思うんですが、そのあたりはどうでしょう。

福 祉 課 長 議員おっしゃるとおりですね、こちらの施設、駐車スペースが非常に少なくなっております。それにつきましてはですね、文化センターのほうとですね、調整をしながら、車で来ていただいた方にとめていただいて、そこから、そんなに遠くはありませんので、歩ける方には歩いていただいて移動していただくというようなことを考えております。

1番 平 野 少し歩くことになるけれども、それも一つの訓練と思えば、それも手段だと思います。そうすると、今までこちらでやられていた分には場所代が発生しない、会場費が発生今のところしていないので、そうすると今度こちらでやられることになる、機能訓練室は利用料金が設定されていますが、このあたりはどんなふうになりますか。

福 祉 課 長 すいません、先ほど追加で参考資料としてお渡しさせていただきました規則のほうで、町の主催行事等については減免の規定がございます。この事業展開は基本的には町、あるいは町が認めた団体等に事業を展開して…事業をやる場合は事業を展開していただきたいと考えておりますので、その分は減免ということで行く予定でございます。

1 番 平 野 わかりました。そうすると、参加者、利用者には、それは会場費としてはね返ることはないということですか。

福 祉 課 長 そのとおりでございます。

議 長 ほかにございますか。それでは、産業厚生常任委員会の方の委員の質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。よって、議案第21号につきましては産業厚生常任委員会で慎重なる審査をお願いいたします。